

2025 年度事業計画書

基本方針

観光は経済成長のみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関 (UN Tourism) によれば、2024 年の国際観光客到着数はパンデミック前の水準の 98%に達し、ほぼパンデミック以前の水準まで回復した。中東、アフリカ、ヨーロッパでは既にパンデミック以前の水準を記録し、アジア・太平洋地域においては回復が遅れているものの、パンデミック前の水準の 85%に達した。我が国も 2022 年にビザ免除措置を再開して以降、訪日外国人観光客数は堅調に増加し、日本政府観光局によれば、2024 年の年間訪日外国人旅行者数(推計値)は 3600 万人を超え、過去最高数に達した。

同時に、急激な観光需要の回復に伴い、各地で人材不足等の課題が顕在化しており、一部の観光地では観光客の過度な集中による混雑や交通渋滞等の問題も生じている。パンデミックの影響から回復した今こそ、行政、観光事業者、住民などあらゆる関係者が連携し、経済、社会・文化、環境の面において、強靱で、持続可能な観光を推進することが求められている。

以上のような観光を取り巻く現状を踏まえ、国連世界観光機関 (UN Tourism) 駐日事務所 (以下「駐日事務所」という。) は、アジア太平洋地域の加盟国・地域、賛助加盟員等のニーズに応えつつ、同地域においてより強靱で持続可能な観光を推進するために、その役割を着実に果たすことが期待されている。

一方で、UN Tourism の地域事務所については、UN Tourism が 2003 年に国連の専門機関となった後、国連の組織規則との整合を図るべく、組織のあり方等について議論が行われ、2015 年に開催された第 21 回総会において要件や適用される規則、与えられる権利等が決定された (決議文書 656(XXI))。また、日本政府においては、2020 年に専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII を批准し、UN Tourism に対して、法人格の付与等の特権及び免除が適用されることになった。これらを踏まえ、今般、日本政府と UN Tourism の間で、駐日事務所を UN Tourism が直接運営する事務所とすることが合意されたところである。

当財団は、1995年に駐日事務所の活動支援を主たる目的として設立され、賛助会員の協力を得て、駐日事務所の運営に関して人的及び財政的な支援を行ってきた。しかし、今後、駐日事務所がUN Tourismが直接運営する事務所となることに伴い、当財団については、駐日事務所の活動支援という役割を終えることになる。

よって、2025年度事業計画では、主に、駐日事務所の内部体制が整うまでの間、同事務所を運営するための人的な支援を行うこととし、その後は解散に向けた準備を行うこととする。

なお、駐日事務所において実施する具体的な事業は以下のとおり。

駐日事務所における事業計画（参考）

1 持続可能な観光促進事業

（1）アジア太平洋地域における持続可能な観光の推進

① モンゴル 【予算額：500 万円程度】

2022 年度から 2024 年度にベトナム政府と連携して実施した「観光を活用した持続可能な地域経営事業」の成果を踏まえ、モンゴルに派遣されている JICA 専門家とも連携して、「観光を活用した持続可能な地域経営の手引き」（（一財）運輸総合研究所、UN Tourism 駐日事務所 2022 年 3 月）の概要版を現地語に翻訳するとともに、ワークショップを開催する。

開催時期：2025 年秋以降

場 所：モンゴル

② パラオ 【予算額：200 万円程度】

2023 年に UN Tourism が JICA と共同で作成した「観光プロジェクトのための指標ツールキット（TIP s）」を活用し、パラオに派遣されている JICA 専門家とも連携して、同国における観光プロジェクトが SDGs の達成にどのように貢献しているのか計測するためのワークショップを開催する。

開催時期：未定

場 所：パラオ

2 観光分野のレジリエンス促進事業

（1）アジア太平洋地域における持続可能な観光の推進 【予算額：900 万円程度】

2024 年 11 月の「観光レジリエンスサミット」において取りまとめられた「仙台声明」も踏まえ、観光への経済依存度の高い太平洋島嶼国の政府を対象に、過去の危機の教訓から学び、計画や体制を整えて事前に備えるためのワークショップを開催する。

開催にあたっては、同じく島嶼国であるカリブ地域において観光危機管理や事業継続計画（BCP）の普及に取り組む JICA 専門家等を招へいするとともに、現地の JICA 事務所とも連携する。

開催時期：2025 年 9 月～11 月（予定）

場 所：フィジー（仮）

(2)観光レジリエンスシンポジウムの開催【予算額：500 万円程度】

2024 年 11 月の「観光レジリエンスサミット」の成果文書である「仙台声明」を踏まえ、観光庁と連携し、アジア・太平洋地域の枠組みで実務者級会合を開催する予定である。この実務者会合とあわせて、民間事業者、自治体・DMO、有識者の視点から、知見や経験、最新の研究や技術等を共有するためのシンポジウムを開催する。

開催時期：2026 年 2 月頃（予定）

場 所：日本国内（未定）

(3)観光レジリエンスに関する優良事例集等の作成【予算額：500 万円程度】

観光危機管理に関する加盟国政府・自治体・DMO・民間企業の意識を高め、具体的な行動を促進するため、2024 年度に国内外政府・自治体・DMO・民間企業における観光レジリエンスの向上に資する取組に関する調査を実施し、5 事例を収集するとともに、日本国内における直近の危機への対応を整理した。2025 年度は事例数を充実させるためのヒアリングを追加で実施し、優良事例集として公表する。

3 観光の競争力の強化

(1) 日本版ベスト・ツーリズム・ビレッジ連携協議会の運営支援【予算額：200 万円程度】

2024 年 11 月に日本国内のベスト・ツーリズム・ビレッジ※に認定された地域間の連携を図ること等を目的として「日本版ベスト・ツーリズム・ビレッジ連携協議会（Japan Chapter）」が設立されたところ。実務者レベルの協議を継続し、合同プロモーションや勉強会の開催等の具体的な事業を実行に移すとともに、その進捗管理を行うべく第 2 回総会を開催する。

また、BTV の地域レベルの連携に関する「日本モデル」をアジア太平洋地域の国・地域にも展開すべく、シンポジウムへの招待、関心のある国・地域への技術的助言等を行う。

開催時期：2025 年 11 月頃

場 所：北海道ニセコ町

※2021 年に開始された、地域社会に根差した価値観、商品、ライフスタイルを維持・促進し、経済、社会、環境のあらゆる側面において持続可能性に取り組んでいる農漁村観光地の優れた例を表彰する取組。

(2) アジア太平洋地域版 Tourism Doing Business の作成【予算額：500 万円程度】

ASEAN 加盟国の中でも開発が遅れている CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）諸国のいずれかの政府と連携し、同国への観光投資を促進すべく、UN Tourism が推進している投資ガイドブック「Tourism Doing Business」シリーズ初となるアジア版を作成する。

4 UN Tourism 主催及び UN Tourism 関連国際会議等への参加【予算額：1000 万円程度】

① 第 37 回 UN Tourism 東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会

UN Tourism では、各加盟国は地域ごとに設けられている 6 つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の 2 委員会は合同で毎年開催され、UN Tourism の加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

開催期間：2025 年 4 月 15 日・16 日

場 所：インドネシア・ジャカルタ

② 大阪関西万博関連イベント

- ・ Global Tourism Investment Forum: Co-creating Cultures for the Future
- ・ UN Tourism TTA: Celebrating Female Founders: UN Tourism Innovation Network Pitch Challenge

開催期間：2025 年 4 月 28 日及び 29 日

場 所：大阪

③ 19th UN Tourism Asia/Pacific Executive Training Programme

開催期間：2025 年 5 月 19 日～22 日

場 所：モンゴル・ウランバートル

④ World Tourism Industry Conference

開催期間：2025 年 6 月 5 日～8 日

場 所：韓国・ソウル

⑤ ツーリズム EXPO ジャパン

UN TourismはツーリズムEXPOジャパンの共催者であり、本部職員が訪日し、日本の観光関係者との連携、交流を促進する機会としている。

開催期間：2024 年 9 月 25 日～9 月 28 日

場 所：愛知

⑥ UN Tourism/PATA Forum on Tourism Trends and Outlook

開催期間：2025 年度第 4 四半期（調整中）

場 所：中国・桂林

⑦ UN Tourism General Assembly

開催期間：2025 年 11 月 7 日～11 日

場 所：サウジアラビア

⑧ UN Tourism Workshop for RDAP Focal Points

開催期間：2025 年 12 月 8 日～11 日

場 所：スペイン・マドリード

5 アジア太平洋地域・日本国内への情報発信

（1）UN Tourism の取組の周知

国内外の会議、セミナー、シンポジウムにおいて、講演等を通じ、「世界観光倫理憲章」や持続可能な観光を促進するための「INSTO」等の UN Tourism のイニシアティブ、アジア太平洋地域事務所における活動等について情報発信する。

※「世界観光倫理憲章」は1999年のUNWTO（現UN Tourism）総会において、観光産業における主な関係者が責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択され

たもの。

(2) ウェブサイト等を通じた国内への情報発信【予算額：100万円程度】

ウェブサイトを更新し、UN Tourism のイニシアティブやアジア太平洋地域事務所の取組を日本国内に発信する。

なお 2022 年度から APTEC と共同で持続可能な観光地づくりの実践事例を収集・公開している「持続可能な観光アーカイブ」については、APTEC より引き継ぐこととする。

6 人材育成

アジア太平洋地域における賛助加盟員の大学等と連携し、観光を専攻する学生や観光関連事業者の若手職員を対象に、持続可能な観光に関する見識を深めるための学習機会（2018 年から国内の賛助加盟員大学及び JICA と共催している「Future Tourism Leaders Workshop」等）を提供する。

以 上